

新型インフルエンザ（H1N1）への対応について（通知） - 第 3 報

新型インフルエンザ（H1N1）について、5月22日（金）から27日（水）の間、感染拡大を防止することを目的とした休校措置を講じていますが、その後、幸いにして感染拡大も見られず、京都府、京都市からも追加措置の要請はございません。また、国の対応としても、今後は発生状況に応じて季節性インフルエンザと同様の対応を講じていくとの方針が示されました。本学園では、こうした状況を踏まえ、全設置校における休校措置を予定通り27日（水）までとし、28日（木）からは平常通りの開校といたします。ただし、開校後も充分、感染等にご注意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 休校措置の解除について /

全設置校の休校措置は平成 21 年 5 月 27 日（水）までとし、28 日（木）からは平常どおり開校します。

2. 今後の対応について /

(1) 引き続き、手洗い、うがいを励行するなど、健康管理を徹底してください。

(2) 検温で 37 度以上の熱がある場合は、保健室に連絡するとともに、病院へは行かず発熱相談センターに連絡し、その指示に従ってください。その他、嘔吐、下痢等、体調に変化がある場合も同様です。

<参考> 発熱相談センターの電話番号は以下の通りです。

- 京都府：075-414-4726（24 時間対応）
- 京都市：075-222-3421（24 時間対応）
- 大阪府：06-6944-6791
- 滋賀県：077-528-3619
- 兵庫県：078-362-3226
- 奈良県：0742-27-8658

(3) 開校後は、授業や学校行事、イベント等、原則として平常時通り実施いたします。

(4) 大短の学生については、HP やメール、光華 navi 等により学校からの情報をしっかりと確認してください。

3. その他 /

海外渡航についての注意は、当分の間、継続します。新型インフルエンザ発生国及び発生の疑いのある国への渡航は、自粛または延期をお願いします。ただし、やむを得ない事情により、渡航を延期できない場合は、帰国後、帰国日を含めて 10 日間の経過観察の徹底をお願いします。